

安心と信頼に込める
販売のプロフェッショナル

2025年度

中古自動車 販売士 研修試験

2025年10月



全国順次開催



主催

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

<https://www.jucda.or.jp/>

販売士取得は中古車販売店の責務です！

中古自動車販売士制度は、中古車販売店が汗を出し合って業界全体のクオリティを上げることで中古車という商材、中古車販売という業界、JUという組織の価値を高める策です。

いわば中古車販売店の責務として、販売に携わる皆様に中古自動車販売士を取得いただきたいのです。

ただし、ここで学ぶことは中古車販売店が本来持ち合わせていなければならない「常識」です。つまり、中古車販売店の必須の社員教育としてご利用いただける、これこそが販売士制度における1社1社のメリットです。

そして、より高いレベルへステップアップするための第一歩としていただきたいと思います。

中古車には、「よくわからない」「だまされそう」などの不安がつきまとう
少子高齢化、人口減、消費税率アップ・・・中古車販売の環境は厳しくなっていく

メーカー系ディーラーの中古車販売への注力、超大手中古車販売店の拡大、個人
間売買や個人間売買斡旋業の台頭・・・

われわれのところで購入していただく意味は？価値は？

頼れるあの人、安心して任せられるあの人から買おう！と思っていただく
＝あの人買い

あの人＝「中古自動車販売士」
頼れるあの人になるため。頼れるあの人のか証>として。

さらにさまざまな研修によって中古車販売業界全体のレベルアップを目指す

その第一歩が中古自動車販売士である

研修試験の内容について

車両品質評価項目の研修

修復歴判断基準やボディ構造等の基礎知識を学ぶ

内容	要点
修復歴の判断基準	修復歴になるもの・ならないもの
ボディ構造と各名称	外板パネルと骨格部位
点検手順	痕跡発見手順
修復歴痕跡の説明	正常と修理の違い

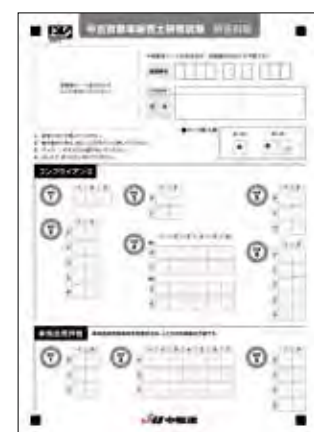
コンプライアンス、歴史関連項目の研修

業界および中販連の歴史を追いながら、商材の特殊性、業界が抱える要素、法規・ルールなどを学ぶ

歴史・社会事件等	要点
歴史	中古車専門店の必然性
富洋モータース事件	商材としての問題(レモン市場)
中販連設立 公取協設立	規約・ルール
契約関連事件 社会問題	消費者契約法、モデル注文書、説明の重要性
車庫飛ばし事件	車庫法
メーター巻き戻し ディーラーに排除命令	走行管理システム、NAK
盗難車販売	古物営業法、不正品の見分け方
割賦販売と社会問題	割賦販売法、中古車販売業界と信販の関係

筆記試験について

マークシートを利用した解答選択式の筆記試験を実施します。



研修試験を受験したあとの流れ

研修試験を受験すると



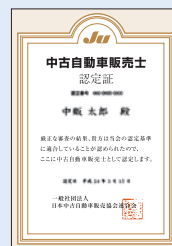
- 合否通知が送付されます。



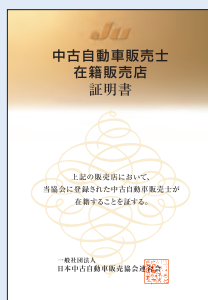
試験合格後、販売士としての登録・誓約、販売士在籍店としての登録・誓約をすると



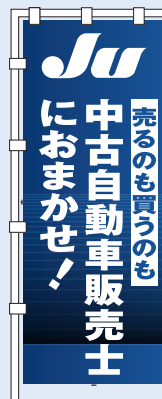
- 認定販売士として登録され、認定証・登録証(カード)が交付されます。



- 登録されたJU会員販売店には在籍店証明書が交付され、販売士のいるお店のぼり・ポスターが配布されます。また自社ホームページ用バナーなどもご利用になれます。



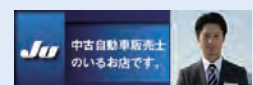
在籍販売店証明書



のぼり



ポスター



公式バナー



同時に・・・

- 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会のWEBサイト内で、「中古自動車販売士」「販売士のいるお店」として公開されます

※販売士WEBサイトや各都道府県JU協会等に寄せられたお客様からのご相談やクレームは、「中古自動車販売士 審査委員会」で審議され、問題のあった販売士は認定の停止や取消など処分されるとともに、WEBサイト上で告知されます。

こうしたツールは各販売店で積極的にご利用いただき、お客様への認知をJUショップ全体で深めてまいりましょう！

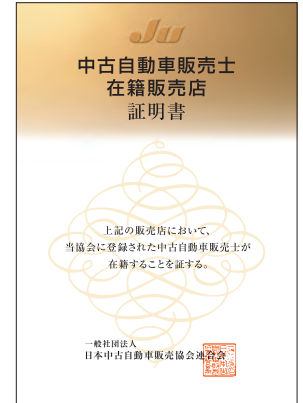
登録制度

研修試験に合格した後、登録申請してはじめて「販売士」「販売士のいる店」として公開されます
※第3条第2項第7号により、登録を受け付けない場合があります。

販売士在籍販売店登録制度

販売士が在籍しているJU会員販売店は販売士在籍販売店登録を行なう（公開）

- JU会員販売店には販売士在籍販売店証明書を発行し、販売士のいるお店バナー、ポスター、のぼり等を配布します



中古自動車販売士登録制度

上記 販売士在籍販売店の販売士は、販売士WEBサイトへの登録を行なう（公開）

- 販売士認定証、登録証（顔写真・社名入りカード）が交付される
- Web上では氏名・顔写真・所属・連絡先・経歴・モットーなど情報を公開する
- 問題があった場合は審査委員会の裁定に従う、処分者の告知を行なう



中古自動車販売士とは

中古自動車販売士を検索▼ 販売士のいるお店を検索▼

中古自動車販売士とは
お買い得な中古車を買いたいけれど・・・
すぐに壊れないか、この価格が適正なのか心配。
販売店の対応はどうか、車種・年式・走行距離、何をどう選んで良いかわからない・・・
中古車に対するお客様の様々な不安、そんな声から中古自動車販売士制度が生まれました。
JUに加盟しているお店の販売士を研修・試験・認定することにより、個々の販売士はもちろん、中古自動車業界全体のレベルアップをおこない、お客様に安心して中古車を購入していただくための制度です。

これが中古自動車販売士の証

販売士が在籍する販売店は「販売士在籍販売店」として登録される「販売士在籍販売店登録制度」も同時にスタート。登録販売店には専用バナーやのぼり、ポスターなどが掲げられています。併せて在籍販売店の証明書も表示していますので、お客様には安心なお店の目印としていただくことができます。

中古自動車販売士のいるお店を検索▼ 中古自動車販売士を検索▼

中古自動車販売士

中古自動車販売士を検索▼ 中古自動車販売士のいるお店を検索▼

■ 中古自動車販売士を検索

フリーワードで検索 都道府県から検索

販売士の名前で検索
販売士名
検索する

店舗名または登録番号で検索
店舗名/電話番号
検索する

お探しの販売士の都道府県をクリックしてください。

北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 高松市 愛媛県 高知県 佐賀県 大分県 熊本県 鹿儿岛県 沖縄県

研修試験要綱

受験資格

年齢：18歳以上 **経験**：原則実務経験1年以上 **保有資格**：普通自動車1種免許
※JU会員販売店または自動車公正取引協議会会員店に在籍していること

受験内容

10:00 車両品質評価 研修(修復歴の部位・構造等、車両を見極めるための基礎知識について)
13:00 コンプライアンス 研修(社会問題や事件などの歴史を追いながら法令やルール等について)
16:00 筆記試験
17:00 終了

筆記試験

コンプライアンス、車両品質評価関連のマークシート式(解答選択式)
※試験については厳格な問題管理、マークシートによる解答を実施します。

受講・ 受験費用

(認定証発行、
テキスト代、
消費税込み)

JU会員価格：15,000円
JU非会員価格：25,000円
※非会員の場合は、合格後の販売士登録料金別途5,000円が必要となります

日程

10月より、随時実施
開催予定については下記URL内にて確認できます。
<https://www.jucda.or.jp/hanbaishi/exam/>
「開催スケジュールおよびお問い合わせ先ダウンロード(PDF)」をクリック
なお、開催日程(場所)は変更となる場合がありますので、各協会へお問い合わせください。



受験場所

各都府県JU協会、北海道JU各支部(所属協会以外での受験も可)

申込

開催地のJU協会宛に申込書(10ページ参照)を送付
(受験日当日の受付も若干名は可能)

受験・認定までの流れ

お申込

- ・このパンフレットをよくお読みいただき、注意点等についてご確認ください。
- ・申込書類等（本パンフレット10ページ参照）をご用意いただき、開催地のJU協会事務局あてに郵送等にてお送りください。
- ・締切は原則1ヶ月前としますが、開催地によって異なりますので、不明な場合は必ず開催地のJU協会事務局にお問い合わせください。
- ・原則として、所属する企業を通じての申し込みとします。

お支払

- ・受験料は所属のJU協会事務局にお支払いいただきます。
お支払い方法については所属の協会事務局にお問い合わせください。
 - ・JU非会員の場合は、お申し込みいただいた開催地のJU協会事務局にお支払いいただきます。
- ※ お申込内容を事務局で確認した後、受験日の2週間前までに受験料の入金のない場合には、受験をお断りする場合がございますので、ご注意ください。

試験当日

- ・当日の携行品

- ・筆記用具（HB以上の濃さの鉛筆またはシャープペンシル・消しゴム）
- ・**たて4cm、よこ3cmの顔写真**
- ・自動車運転免許証（筆記試験時に本人確認を行います）
※失効・取消しされた方は受験できません
- ・受験票（事前に配布されている場合）

- ・駐車場を含めた交通や昼食の詳細については開催地ごとに異なりますので、開催地のJU協会事務局にお問い合わせください。
- ・試験が終了しましたら、答案用紙・問題用紙を回収いたします。これらを持ち帰った場合は、不正行為とみなし、受験企業全体の合格を取り消す場合がありますのでご注意ください。

合格発表

- ・試験終了から約1ヶ月後に、お申込ご担当者あてに合否通知をお送りします。
- ・合否通知に記載の氏名等に訂正がある場合は、事務局までお知らせください。

※ご不明な点は、直接開催地のJU協会事務局までお問い合わせください。
試験当日のお問い合わせはご遠慮ください。

中古自動車販売士職業倫理規程

第1 中古自動車販売士制度の社会的意義と称号の尊重

1 社会的意義の自覚

当会が創設し運営を図る中古自動車販売士制度(以下「本制度」という)は、中古自動車購入を希望する顧客(以下「ユーザー」という)が安心して中古自動車を購入できるようにするためには、プロとしての知識・技能を備え、職業的自覚にもとづいて行動する中古自動車販売事業者がユーザーと相対することが必須であることに鑑み、本制度が定める要件のもとに、こうしたプロとしての専門的知識・技能を備え、職業的自覚にもとづいて行動し得る販売担当者(以下「販売士」という)であることと、そうした担当者を常駐させた販売店(以下「販売士在籍店」という)であることを当会が認証し公示する方法によって、ユーザーの保護を図り、かつ公正な中古自動車販売業の振興を目ざそうとするものである。

販売士および販売士在籍店は、こうした販売士制度の社会的意義を十分に認識し、その制度に相応しい中古自動車販売活動をしなくてはならない。

2 称号の尊重

販売士および販売士在籍店は、それらの称号が社会的に信頼されるよう良識をもってこれを使用しなくてはならない。

3 誤解を与える表示の禁止

販売士および販売士在籍店は、それらの認定について、法令上の特権が付与されているとか、虚偽・誇大な意味づけをする等の誤解を与える情報をユーザーに提供し、または一般に表示してはならない。

第2 行動の準則

1 不断の研鑽

販売士および販売士在籍店は、中古自動車販売について専門的知識と実務応用能力を向上させるため、不断の研鑽に努めなくてはならない。

2 法令・規則等の遵守

販売士および販売士在籍店は、自動車販売に関する法令、当会が定める規約、自動車公正競争規約、本制度要綱および本規程等を遵守し、公正な自動車販売活動に努めなくてはならない。

3 適切な情報提供

販売士および販売士在籍店は、ユーザーが合理的な選択と判断ができるよう、可能な限り正確で適切な中古自動車販売に関する情報をユーザーに提供することに努めなくてはならない。

4 忠実義務

販売士および販売士在籍店は、ユーザーの利益に資することを第一義としつつ、販売者側の適正な利潤の取得を目指して、販売活動をしなくてはならない。

5 個人情報の保護

販売士および販売士在籍店は、ユーザーの同意もしくは法令上の除外事由が存在しない限り、販売活動に際して取得したユーザーの個人情報をみだりに開示し、もしくは誤用・悪用してはならない。

以上のとおり本職業倫理規程を制定する。

平成23年11月2日

日本中古自動車販売協会連合会

中古自動車販売士制度要綱

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下「当会」という）は、中古自動車ユーザーの保護と中古自動車取引市場の健全な発展に寄与する目的のもと、中古自動車販売士制度（以下「本制度」という）を創設し、その健全な発展を図るため、本要綱を制定する。

第1章 総 則

第1条 本制度の趣旨

- 1 当会は、わが国における中古自動車販売店で働く者のうち中古自動車販売に関する専門知識と高い職業倫理を有する者に対し、中古自動車販売士（以下「販売士」という）の認定証を交付し、販売士の称号を用いることを承認し、かつ販売士が在籍する中古自動車販売事業者（以下「事業者」という）の店舗を販売士在籍販売店（以下「販売士在籍店」という）として認定し、当会が備える中古自動車販売士・在籍店登録簿（以下「販売士・在籍店登録簿」という）に販売士の氏名、年齢、販売士としての履歴、販売士在籍店の名称と所在地・連絡方法、その他当会が販売士・在籍店登録簿上に登載するのを相当とする事項を登録する。
- 2 当会は、販売士による中古自動車販売活動の行動準則となるべき中古自動車販売士職業倫理規程（以下「倫理規程」という）を定め、認定の確性、販売士に対する継続的教育、販売士および販売士在籍店の行動モニタリングと監督等を通じて、本制度の信頼性の保持に努める。
- 3 当会は、販売士・在籍店登録簿の内容をホームページ上で一般に公開し、中古自動車ユーザー等の利用に供する。
- 4 当会は、中古自動車ユーザーの保護と中古自動車取引市場の健全な発展に寄与する目的のもとに自主的活動として本制度を創設し運用するものであって、すべてのユーザーおよび取引関係者に対し、当会が認定した販売士および販売士在籍店の事業活動にもつくクレームについていかなる法的責任も負わない。
- 5 第5条の認定手続もしくは第7条の認定更新をしていないものは、販売士および販売士在籍店として活動してはならない。

第2条 販売士および販売士在籍店の責務

- 1 販売士は、倫理規程を遵守するとともに、当会が行う継続教育を忠実に受講し、本制度の趣旨に添った適正な販売活動に努め、かつ販売士・在籍店登録簿への登載により自己の販売活動についての情報が公開されることを承諾する。
- 2 販売士在籍店は、自己の店舗に在籍する販売士の販売活動が倫理規程に沿ったものであるように努め、かつ販売士・在籍店登録簿への登載により在籍販売士および販売士在籍店の販売活動についての情報が公開されることを承諾する。

第2章 販売士の認定と消滅等

第3条 認定要件

- 1 販売士の認定を得ようとする者は、次の要件を充たしてはならない。
 - ① 満18歳以上であること。
 - ② 1年以上の中古自動車販売に関わる実務経験を有し、現にわが国における中古自動車販売店に在職していること。
 - ③ 日本国に公的に登録した住所を有すること。
 - ④ 普通自動車運転免許を有すること。
 - ⑤ 当会会員協会職員については、本条1項②を満たしているものとみなす。
- 2 次のいずれかに該当する者は販売士の認定を得ることができない。
 - ① 破産者で復権を得ていない者、または外国の法令上これと同様に扱われている者。
 - ② 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行が終了日から3年が経過していない者。
 - ③ 成年被後見人もしくは被保佐人、または外国の法令上これと同様に扱われている者。
 - ④ 販売士の認定を取消されてから3年が経過していない者。
 - ⑤ 過去3年以内に、古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令に違反した者。
 - ⑥ 過去3年以内に、自動車公正競争規約に違反した販売店が自動車公正取引協議会（以下「公取協」という）から嚴重警告以上の措置を受けることとなった場合の該当行為をした者。
 - ⑦ その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から販売士を認定するのが不適切であると当会が判断する者。
- 3 本条2項⑤、⑥または⑦のいずれかに該当する事業者の店舗は、販売士在籍店となることができない。
- 4 すでに販売士在籍店の認定を受けた事業者が、本条第2項5号および6号に該当する事実が認められ、公取協より嚴重警告以上の措置、または消費者庁等からそれに準ずる措置を受けた場合は販売士在籍店としての資格を喪失する。

第4条 試験

- 1 販売士の認定を得ようとする者は、当会が定める受験申請書を当会に提出し、当会が行う認定研修を受講したうえで認定試験を受験しなくてはならない。
- 2 本条1項の受験申請には、第3条各項の認定要件を具備していると判断するために当会が定める資料を添付し、受験費用を納付しなければならない。
- 3 当会は、前項の添付資料を審査したうえで、認定研修受講態度と認定試験の結果に基づいて認定の可否を判定する。
- 4 販売士の認定を得ようとする者のうち、別途細則に定める要件を満たす者は、細則に定める研修・試験の免除を受けることができる。
- 5 当会は、判定の結果合格した者に対して合格通知を送付する。

第5条 認定手続

- 1 第4条の試験に合格し認定を得ようとする者および在籍販売店になろうとする事業者は、次に定める内容の誓約書（以下「誓約書」という）を当会に提出しなくてはならない。
 - ① 第3条2項および3項の認定阻害事由が存在しない旨の誓約。
 - ② 本要綱および倫理規程を遵守する旨の誓約。
 - ③ 当該合格者に関する第1条1項に掲げた事項がホームページ上で公開されることの承諾。
 - ④ 第13条の規程に基づく当会の処分に服することの誓約。
- 2 当会は、誓約書を提出した試験合格者および在籍販売店を販売士および販売士在籍店と認定して、販売士に対しては認定証および登録証、販売士在籍店に対しては販売士在籍店証明書を交付し、両者について所定事項を販売士・在籍店登録簿に登録する。ただし、当会会員協会については、販売士が在籍していても販売士在籍店には認定しない。
- 3 前項の認定の有効期間は、認定日から2年が経過した後に最初に到来する年度末（3月31日）までとする。

第6条 異動の届出

販売士の登録内容に異動が生じた際は、販売士在籍店がその旨を届け出なければならない。また、販売士在籍店に所属していない販売士は、自ら速やかにその旨を届け出なければならない。

第7条 認定更新

- 1 販売士は、第5条3項の有効期間満了後も販売士として認定を得て活動しようとするときは、当会の認定更新を得なくてはならない。
- 2 本条1項の認定更新を得ようとする販売士は、第5条3項の期間満了の10日前までに当会に認定更新申請書および当会が別に定める添付資料を提出もしくはインターネット等を経由して必要事項を入力して、更新研修費用を納付し、当会が行う認定更新研修を受けなくてはならない。
- 3 当会は、本条2項の手続を経た販売士について、第3条1項の認定要件の具備ならびに継続教育受講および倫理規程遵守の状況に基づいて、販売士に相応しい知識および職業倫理的要件を充足しているかを審査し、認定更新の可否を決定する。
- 4 当会は、認定更新を可とした販売士に対し有効期間を更新した登録証を再交付し、所定事項を販売士・在籍店登録簿に登録する。
- 5 本条2項の認定更新手続をした販売士は、本条3項の認定更新の可否が決定するまでは、第5条3項および本条6項の有効期間満了後であっても、なお販売士および在籍販売店として活動することができる。
- 6 認定更新の有効期間は、更新認定日から3年が経過した後に最初に到来する年度末（3月31日）までとする。
- 7 販売士在籍店の認定更新は、第8条2項の認定の失効がなく、販売士が在籍している間は自動的に行われるものとする。

第8条 認定の失効

- 1 販売士が以下のいずれかに該当した場合、その者に対する販売士認定は失効する。
 - ① 死亡。
 - ② 成年被後見人または被保佐人となったとき。
 - ③ 破産手続が開始され、または禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ④ 第13条1項（1）号の認定取消処分を受けたとき。
- 2 在籍販売店が次のいずれかに該当した場合、その店に対する販売士在籍店認定は失効する。
 - ① 解散、特別清算手続または破産手続の開始。
 - ② 当会を退会したとき、または除名されたとき。
 - ③ 第13条2項（1）の認定取消処分を受けたとき。
- 3 当会は、認定が失効した販売士および販売士在籍店について、販売士・在籍店登録簿から登録内容を削除する。ただし、本条1項④および2項③による認定失効の場合には、その旨を同登録簿に記録する。

第9条 認定の効力の停止

- 1 当会は、販売士が販売士在籍店を退職したときは、その販売士に対する販売士認定の効力を停止する。

ただし、その販売士が他の販売士在籍店に在職することになったときは、その者の申告により、当会は認定の効力を復活させる。
- 2 当会は、販売士が販売士在籍店を退職したとき、その店に対する販売士在籍店認定の効力を停止する。

ただし、他の販売士が当該販売士在籍店に在職することになったときは、その店の申告により、当会は認定の効力を復活させる。
- 3 当会は、販売士が第7条1項および2項に従って認定更新を行わなかったとき、または同条3項の審査によって認定更新が否決されたとき、その販売士に対する販売士認定の効力を停止する。

ただし、その販売士が第5条3項または第7条6項の有効期間が経過した後に認定更新を得たときは、当会は認定の効力を復活させる。
- 4 本条1項および2項によって認定の効力を停止された販売士および販売士在籍店は、停止期間中は認定された称号を使用してはならない。

第3章 制度の運営

第10条 当会の継続教育と販売士の研鑽義務

1 当会は、専門性の向上および職業倫理行動の定着を目的として、販売士に対する継続教育を行う。

2 販売士は、本条1項の継続教育を忠実に受講するとともに、販売士の相互交流と相互啓発による学習によって、中古自動車販売業の中核を担う者たるに相応しい能力の研鑽と専門知識の共有化に努めなければならない。

第11条 行動モニタリング

当会は、以下の機会と方法により、継続的に販売士および販売士在籍店の販売行動をモニタリングする。

- ①認定申請時および更新認定申請時の申請書、同添付資料および誓約書の各記載内容と事実の符合性の確認。
- ②ホームページへの販売士・在籍店登録簿登録内容の公開。
- ③販売士および販売士在籍店に関する問い合わせと回答。
- ④当会および外部消費者相談窓口からの報告・通知。
- ⑤在籍販売店が所属する中古自動車販売協会からの報告・通知。
- ⑥中古自動車取引に関わる団体・組織の情報収集。
- ⑦当該販売士または販売士在籍店からの申告。

第12条 販売活動援助

1 当会は、ホームページ、機関紙等による広報等によってユーザーおよび取引関係者に対し、本制度がユーザーの保護と中古自動車取引市場の健全な発展に寄与する見地に立って、販売士および販売士在籍店が販売活動を行うよう奨励するものであることを広報する等の方法により、販売士および販売士在籍店の販売活動を援助する。

2 当会は、販売士および販売士在籍店に対し、本制度に沿って販売活動を行う旨を表示した看板その他の販売用グッズを頒布する。

3 当会は、販売士在籍店に在籍している販売士に対し、登録証を交付する。ただし、第8条(1項①を除く。)、第9条および第13条1項(1)に該当した場合、販売士は速やかに当会へ登録証を返納しなければならない。

第13条 処分

1 当会は、販売士が以下のいずれかに該当した場合、その販売士に対して次の処分をすることができる。

- (1) 認定取消
 - ①日本国に公的に登録した住所を有しなくなった者。
 - ②破産手続が開始され、または外国の法令上これと同様に扱われることになった者。
 - ③禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられた者。
 - ④成年被後見人もしくは被保佐人、または外国の法令上これと同様に扱われることになった者。
 - ⑤古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令に違反する行為を反復継続した者。
 - ⑥自動車公正競争規約に違反したとして販売士在籍店が公取協から除名処分を受けることとなった行為をした者。
 - ⑦販売士認定申請または同更新認定申請に際し、認定要件について虚偽の申告をした者。
 - ⑧その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から販売士の認定をするのが不適切であると当会が判断した者。
- (2) 認定の効力停止(停止期間を定めて行う)
 - ①古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令に違反する行為をした者。
 - ②その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から販売士認定の効力を一時停止するのが適切であると当会が判断した者。
- (3) 戒告または嚴重注意

- ①倫理規程に違反し、戒告または嚴重注意をするのが適切であると当会が判断した者。
- ②本項(1)⑦に該当した者で、事案の内容が軽微であるとき。

2 当会は、事業者が以下のいずれかに該当した場合、その販売士在籍店に対して次の処分をすることができる。

- (1) 認定取消
 - ①解散、特別清算手続または破産手続が開始され、または外国の法令上これと同様に扱われることになった者。
 - ②古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令に違反する行為を反復継続した者。
 - ③販売士在籍店認定申請に際し、認定要件について虚偽の申告をした者。
 - ④その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から販売士在籍店の認定をするのが不適切であると当会が判断した者。
 - (2) 認定の効力停止(停止期間を定めて行う)
 - ①古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令に違反する行為をした者。
 - ②その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から販売士在籍店認定の効力を一時停止するのが適切であると当会が判断した者。
 - (3) 戒告または嚴重注意
 - ①本要綱または倫理規程に違反し、戒告または嚴重注意をするのが適切であると当会が判断した者。
 - ②本項(1)④に該当した者で、事案の内容が軽微なとき。
- 3 販売士および販売士在籍店の事業者は、本条1項各号または2項各号に該当する事実が生じたときは、速やかにその旨を当会に申告しなくてはならない。

4 当会は、本条1項各号または2項各号の処分をしようとするときは、その販売士および販売士在籍店の事業者に対して弁明の機会を与えなくてはならない。

5 本条1項または2項の処分を受けた販売士および販売士在籍店の事業者は、処分がされた日から7日以内に、当会に対して異議の申立をすることができる。

6 前項の異議が提起された場合、当会は、指導環境委員会および小売振興委員会において再審査し、その諮問にもとづいて当会会長が異議の可否を決定する。

7 本条1項または2項の処分を受けた販売士および販売士在籍店の事業者は、本条5項の期間が経過したときは、理由のいかんを問わず、当会に対し一切の不服申立もしくは賠償請求をすることができない。

8 当会は、本条1項または2項の処分が確定したとき(本条5項の期間が経過したとき、または6項による異議申立の却下があったとき)および認定の効力停止期間が終了したときは、販売士・在籍店登録簿にその旨を記載し、ホームページでその内容を公表する。ただし、当会は、必要があると判断したときは、その旨を機関紙上でも発表し、嚴重注意処分に関してはホームページおよび当会機関紙上での公表をしないことがある。

第14条 運営委員会

1 当会は、本制度を運営するために、販売士制度運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

2 運営委員会は、指導環境委員長を委員長とし、小売振興委員長を副委員長とし、委員長、副委員長が任命する委員をもって組織する。

3 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- ①倫理規程案の策定と当会会長への建議。
- ②販売士認定試験申請者および同認定更新申請者に対する認定講習ならびに試験の実施と認定可否の判定。
- ③認定取得者および認定更新者に対する継続教育の方法の決定と実施。
- ④販売士・在籍店登録簿の記載内容の決定と同登録簿の管理。
- ⑤販売士認定申請書の様式および添付資料の種類の決定。
- ⑥販売士認定試験合格者および更新認定申請者が提出する誓約書の様式の決定。
- ⑦販売士の行動モニタリング。
- ⑧その他、本制度の運用に関する重要事項の決定。

第15条 審査委員会

1 当会は、本制度を運営するために、販売士認定審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。

2 審査委員会は、指導環境委員長および小売振興委員長、ならびに当会会長が委嘱する関係団体役員および学識経験者によって構成する。

3 審査委員会は、指導環境委員長および小売振興委員長を共同委員長とする。

4 審査委員会の任務は次のとおりとする。

- ①第13条1項および2項の処分に関する審査と処分内容の決定。
- ②第13条6項の異議審査に関し、指導環境委員会および小売振興委員会に対して異議の可否について意見を具申すること。
- ③その他、第13条1項および2項の処分および本項②の意見具申に関する必要事項の調査、検討。

第16条 協賛

当会は、本制度の趣旨に賛同し、協力を申し出た企業・団体等を協賛企業・団体と認め、提携して本制度の推進を図る。

第4章 補 則

第17条 細則

本要綱にもとづく本制度の運用に必要な事項は、運営委員会が細則をもって定める。

第18条 要綱の制定と改訂

本要綱の制定と改訂は、運営委員会により行われ、会長が承認する。

第19条 経過措置

当分の間、第1条1項に定める販売士および販売士在籍店は、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会傘下各協会所属もしくは一般社団法人自動車公正取引協議会の会員店で働く者およびその在籍店に限るものとする。

附 則

本要綱は、平成23年11月2日から施行する。

附則

第3条2項⑥、第13条1項(2)号②、第13条2項(2)号②の変更は、平成23年12月12日より実施する。

附則

第3条2項②、④、⑤及び⑥、第4条5項、第5条1項及び2項、第7条1項、4項及び6項、第14条2項、第15条3項及び4項の変更は、平成24年4月25日より実施する。

附則

第1条5項、第3条2項6号、第4条5項、第5条1項及び2項、第7条1項、2項、4項、5項及び第19条の変更は、平成25年4月24日より実施する。

附則

第3条4項、第13条1項及び2項、第14条2項及び第18条の変更は、令和3年7月12日より実施する。

以上のとおり中古自動車販売士制度要綱を制定する。

平成23年11月2日

日本中古自動車販売協会連合会

2025年度 中古自動車販売士研修試験 申込書

申込日	月	日	申込書 枚数	／	公取協 会員登録	有・無 (○をつけてください)	公取協 会員番号												
-----	---	---	-----------	---	-------------	--------------------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

JU会員登録	有・無 (○をつけてください)	所属JU名	JU		※JU会員番号 (各県事務局記入)	—	
社名							
郵便番号	—		部署役職				
所在地							
担当者名					ふりがな		
TEL				MAIL	@		
希望開催地	(都道府県)				開催日		

受験者登録フォーム

記入例	ふりがな	あんしん	たろう	生年月日
	氏名	安心	太郎	昭和 平成 西暦 50年 11月 2日

氏名、ふりがな、生年月日の3項目に必ずご記入ください。

1	ふりがな			生年月日
	氏名			昭和 平成 西暦 年 月 日
2	ふりがな			生年月日
	氏名			昭和 平成 西暦 年 月 日
3	ふりがな			生年月日
	氏名			昭和 平成 西暦 年 月 日
4	ふりがな			生年月日
	氏名			昭和 平成 西暦 年 月 日
5	ふりがな			生年月日
	氏名			昭和 平成 西暦 年 月 日

【注意事項】

- 希望開催地の協会宛にご送付ください。
- 希望開催地が異なる場合、受験申込者が多数の場合は、本用紙をコピーして利用してください。

個人情報の利用目的・管理に関して

※中古自動車販売士のお申込みにより当協会が知りえた受験者の個人情報につきましては、研修試験の運営に必要な次の目的で利用します。
・中古自動車販売士研修試験の受付・運営・管理及び関連する情報提供のため
※中古自動車販売士のお申込みにより当協会が知りえた受験者の個人情報につきましては、上記目的以外には使用いたしません。
また、法令等に基づき提供を求められた場合を除き、受験者本人の同意なしに事務委託先以外の第三者に提供いたしません。





お問合せ先

協会	〒	事務所所在地	電話番号	F A X	協会	〒	事務所所在地	電話番号	F A X
JU札幌	007-0820	札幌市東区東雁来町259番16	011-872-5181	011-872-5182	JU富山	930-0108	富山市本郷西部27番地 富山県自動車流通センター内	076-434-0040	076-436-1217
JU帯広	080-2465	帯広市西25条北2丁目2番39	0155-37-2578	0155-37-5829	JU石川	924-0038	白山市下柏野町258	076-276-9381	076-275-6728
JU釧路	084-0925	釧路市新野7線147番地4	0154-57-9111	0154-57-9112	JU福井	918-8023	福井市西谷1丁目1401番地 福井県自動車会館内	0776-34-1733	0776-34-1238
JU函館	041-0824	函館市西桔梗町246番地133	0138-49-2000	0138-49-0047	JU滋賀	524-0104	守山市木浜町2298-1 滋賀県自動車会館2F	077-585-4136	077-585-7505
JU室蘭	050-0081	室蘭市日の出町3-4-6	0143-43-7292	0143-43-0530	JU和歌山	640-8404	和歌山市湊1106 和歌山県自動車会館内	073-432-7133	073-432-5411
JU旭川	071-1248	上川郡鷹栖町8線西2号2番地	0166-87-4500	0166-87-4550	JU京都	612-8585	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館2階	075-681-8287	075-681-1735
JU北見	099-0878	北見市東相内町660-35	0157-36-8115	0157-36-8117	JU奈良	639-1039	大和郡山市椎木町764番3	0743-57-7800	0743-57-7853
JU青森	038-1301	青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240	0172-62-5515	0172-62-9678	JU大阪	540-0029	大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか5階	06-6943-8070	06-6943-4501
JU岩手	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階	019-605-7231	019-637-3871	JU兵庫	650-0044	神戸市中央区夙川崎町1丁目74 ハーバーランドダイヤニッセビル7階	078-371-1160	078-371-1170
JU秋田	010-1415	秋田市御所野湯本1-1-1	018-839-6311	018-839-6660	JU岡山	701-0206	岡山市南区箕島3443-1	086-281-3300	086-281-4318
JU宮城	981-3625	黒川郡大和町吉田字下檜木81-4	022-345-1881	022-345-3292	JU鳥取	680-0006	鳥取市丸山町223-5	0857-21-6881	0857-21-6882
JU山形	994-0067	天童市大字芳賀字山王373-2	023-655-4611	023-655-4614	JU島根	699-0822	出雲市神西沖町800-1	0853-43-2255	0853-43-3545
JU福島	960-8057	福島市笹木野字高野2-111	024-591-4821	024-591-4823	JU広島	731-1523	山県郡北広島町南方36-10	0826-72-7611	0826-72-0160
JU栃木	320-0855	宇都宮市上欠町1021-3	028-648-1181	028-648-1194	JU山口	747-1232	防府市台道7082-1	0835-32-0220	0835-32-0419
JU新潟	950-1234	新潟市南区根岸782番地1	025-362-6666	025-362-6668	JU香川	761-8013	高松市香西東町278番地1 香川県自動車技能教育センター2階	087-881-8831	087-881-8832
JU群馬	370-0033	高崎市中大類町118-1	027-350-1200	027-350-1201	JU愛媛	791-1113	松山市森松町1032番地1 アイケンハイツ1-B	089-956-4060	089-956-4063
JU茨城	319-0102	小美玉市西郷地1392-2	0299-48-1833	0299-48-1836	JU徳島	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1番13	088-641-3399	088-641-4011
JU千葉	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町421	043-257-5257	043-257-5260	JU高知	781-5103	高知市大津乙2126-1	088-866-8400	088-866-8489
JU埼玉	339-0035	さいたま市岩槻区笹久保新田谷際252-1	048-798-2777	048-798-9603	JU福岡	811-3105	古賀市鹿部348-3	092-944-1101	092-943-6691
JU東京	343-0827	埼玉県越谷市川柳町4-322	048-990-8611	048-990-8615	JU佐賀	849-0921	佐賀市高木瀬西一丁目4番5号	0952-30-5625	0952-30-5690
JU神奈川	250-0862	横浜市都筑区池辺町3757-3 神奈川県自動車会館	045-933-1731	045-934-7580	JU長崎	856-0007	大村市草場町512-3 長崎中販流通センター	0957-55-1133	0957-55-4501
JU山梨	400-0115	甲斐市篠原3042	055-279-2552	055-279-2550	JU大分	870-1117	大分市高江西1丁目4323番14	097-535-8555	097-596-6000
JU長野	399-0701	塩尻市広丘吉田525-3 長野県自動車流通センター	0263-58-3700	0263-58-5929	JU熊本	861-2403	阿蘇郡西原村大字布田1005-1	096-279-2700	096-279-2782
JU静岡	420-0905	静岡市葵区南沼上1859-2	054-263-6161	054-264-0160	JU宮崎	880-2211	宮崎市高岡町花見1714番地2	0985-82-3311	0985-82-4898
JU愛知	490-1443	海部郡飛島村大字新政成字成之切932-1	0567-55-2221	0567-55-2882	JU鹿児島	899-5203	姶良市加治木町小山田字五本松754	0995-62-0757	0995-62-2743
JU岐阜	501-6133	岐阜市日置江2648番地の2 岐阜県自動車会館4階・南	058-279-2200	058-279-2202	JU沖縄	901-2315	中頭郡北中城村字菰道390-1	098-935-2525	098-935-3426
JU三重	514-0303	津市雲出長常町1124-1	059-234-8996	059-234-9431	JU中販連	151-0053	東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	03-5333-5881	03-5333-5577